

保証委託約款

私（連帯債務の場合は、特に断りのない限り、保証委託契約書記載の債務者の全員をいう。）は、以下の条項を承認のうえ、佐原信用金庫（以下「金融機関」という。）との間の金銭消費貸借契約（以下「ローン契約」という。）に基づき負担する債務について、全国保証株式会社（以下「貴社」という。）に保証を委託します。また、連帯保証人も、以下の条項を承認します。

第1条（委託の範囲）

- 1 私が貴社に委託する保証の範囲は、ローン契約に基づく借入金元本、利息、損害金その他一切の債務の合計額（以下「保証債務」という。）とします。
- 2 前項の保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をし、金融機関が私に融資を実行（資金交付）したときに効力を発生するものとします。ただし、第15条第1項第1号の方法により保証料を支払う場合においては、保証料の支払いがなければ保証の効力は発生しないものとします。
- 3 第1項の保証の内容は、貴社と金融機関との取決めによるものとします。

第2条（担保）

私および連帯保証人は、貴社の求めに応じて、貴社に対して将来負担することのあるべき求償債務を担保するため、貴社が適当と認める不動産（以下「担保物件」という。）に貴社を権利者とする抵当権設定登記をします。

第3条（反社会的勢力の排除）

- 1 私または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。

第4条（代位弁済）

- 1 私が金融機関との契約に違反したため、貴社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、私および連帯保証人に対して通知、催告等なくして弁済されても一切異議を申し述べません。
- 2 私および連帯保証人は、貴社が代位弁済によって取得された権利を行使する場合には、本委託契約の各条項を適用されるほか、私が金融機関との間に締結した契約の各条項を適用されても一切異議を申し述べません。
- 3 私および連帯保証人は、貴社が被保証債務を代位弁済された場合には、直ちに次条に定める債務を貴社に支払います。

第5条（求償権）

- 1 私および連帯保証人は、貴社の私に対する次の各号に定める求償債権およびその関連費用について弁済の責任を負います。
 - ①貴社が代位弁済した全額
 - ②貴社が代位弁済するために要した費用の総額
 - ③第1号の金員に対し、貴社が代位弁済した日の翌日から私が貴社に求償債務を完済する日までの、年利14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金
 - ④貴社が第1号から第3号までの金員を請求するために要した費用の総額
- 2 私および連帯保証人は、貴社が代位弁済によって取得した求償債権を貴社の判断により第三者に債権譲渡することについて、一切異議を申し述べません。
- 3 私および連帯保証人は、貴社の判断により求償債権の管理・回収業務を債権管理回収会社に対して委託することについて、一切異議を申し述べません。

第6条（求償権の事前行使）

- 1 私または連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当した場合には、第5条の代位弁済前といえども貴社からの通知、催告等なくして、事前求償権を直ちに行使されても一切異議を申し述べません。
 - ①金融機関に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - ②支払いの停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他裁判所もしくはこれに準ずる公的機関の関与する手続きの申立があったとき。
 - ③租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき。
 - ⑤預金その他の金融機関に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑥住所変更の届出を怠るなど、私または連帯保証人の責めに帰すべき事由によって私または連帯保証人の所在が不明となったとき。
- 2 私または連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当した場合には、貴社の請求によって事前求償権を行使されても一切異議を申し述べません。
 - ①担保の目的物について仮差押、差押、または競売手続の開始があったとき。
 - ②貴社との取引約定に違反したとき。
 - ③暴力団員等もしくは第4条1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ④前号のほか、金融機関または貴社に虚偽の資料提出または申告をしたことが判明したとき。
 - ⑤前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 3 貴社が求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。被保証債務または求償債務について担保がある場合にも同様とします。ただし、私または連帯保証人が、貴社に求償債務を履行した場合には、貴社は金融機関に遅滞なくその保証債務を履行するものとします。

第7条（履行の請求の効力）

- 1 貴社が連帯債務者（本書面記載の主債務者と連帯債務者のいずれも含む。以下この条において同じ。）のうちの一人に対して履行の請求をした場合、その効力は他の連帯債務者にも及ぶものとします。
- 2 貴社が連帯保証人のうちの一人に対して履行の請求をした場合、その効力は連帯債務者および他の連帯保証人にも及ぶものとします。

第8条（弁済の充当順序）

- 1 私または連帯保証人の弁済した金額が求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴社が適当と認め

る順序、方法により充当されても一切異議を申し述べません。

- 2 私または連帯保証人が貴社に対して求償債務および求償債務以外の本契約から生じる債務を負担している場合において、私または連帯保証人の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りないときは、貴社が適当と認める順序、方法により充当されても一切異議を申し述べません。

第9条（届出事項の変更・成年後見人等の届出）

- 1 私または連帯保証人は、氏名、住所、電話番号、勤務先その他貴社または金融機関に届け出た事項に変更があったとき、または家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任されたときは、直ちに貴社に書面で届け出るものとします。
- 2 私または連帯保証人が前項の届出を怠ったため、貴社が私または連帯保証人から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合には、延着したときまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第10条（報告および調査）

- 1 私および連帯保証人は、貴社が本委託契約に関して、私および連帯保証人の資産、収入、信用状況、担保物件等について、調査および確認することに異議なく協力します。私または連帯保証人が暴力団員等もしくは第4条第1項各号および第2項各号のいずれかに該当し、またはその疑いがある場合についても同様とします。
- 2 私および連帯保証人は、私または連帯保証人の信用状況または担保物件の状況に著しい変化が生じた場合または生じるおそれがある場合には、貴社に報告し、貴社の指示に従います。前項後段の場合についても、同様とします。
- 3 私および連帯保証人は、貴社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、私または連帯保証人の資産、収入、信用状況または担保物件の状況について直ちに報告し、また、調査に必要な便益を提供します。
- 4 私および連帯保証人は、貴社による競売等の法的手続および私または連帯保証人の所在確認等において貴社が管轄自治体から住民票等を取得する必要がある場合には、これに異議なく委任・協力します。

第11条（情報提供）

連帯保証人が貴社または金融機関（貴社または金融機関が債権の管理・回収業務を委託した債権管理回収会社を含む。以下この条において同じ。）に対して民法第458の2に定める情報を照会した場合、私は、貴社または金融機関が当該情報を連帯保証人に回答すること（貴社または金融機関のいずれか一方に照会があった場合において他方が回答することを含む。）を承諾します。また、私が期限の利益を喪失した場合には貴社または金融機関がその旨を連帯保証人に通知することを承諾します。

第12条（公正証書の作成）

私および連帯保証人は、貴社の請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

第13条（費用の負担）

私および連帯保証人は、貴社が求償権の保全もしくは行使または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。なお、これら保全等に要した訴訟費用および弁護士費用についても負担するものとします。

第14条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、私が本契約に基づき貴社に対し負担する一切の債務について、私と連帯して保証債務を負い、その履行については、本契約の各条項に従います。
- 2 連帯保証人が金融機関に被保証債務を代位弁済しても、貴社に対しては求償権を有しないものとします。
- 3 連帯保証人が求償債務を履行した場合、代位によって貴社から取得した権利は、私と貴社との取引継続中は、貴社の同意がなければこれを行使しません。

- 4 連帯保証人は、貴社がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

第15条（保証料）

- 1 私は、保証料（金融機関経由で別途通知）を、次の各号のいずれかの方法により支払います。また、保証期間の延長等に伴い追加の保証料が発生した場合、当該延長等に応じた追加の保証料（金融機関経由で別途通知）を貴社所定の方法により支払います。

①全保証期間分の保証料を一括払い

②毎月の分割払い（一定料率の保証料に相当する額を含めて金利・手数料として金融機関に支払い、金融機関が保証料を毎月貴社に支払う方式）

- 2 私は、前項第1号の方法にて保証料を貴社に支払い次の各号の手続きを行った場合、または第17条第4項に定める場合以外に保証料が返戻されないことについて異議なく承諾します。

①金融機関に対する借入金の全部繰上返済。

②金融機関に対する借入金の一部繰上返済または期間短縮

③金融機関に対する借入金の一部繰上返済を伴った返済期間の短縮

- 3 私は、前項各号の場合において、次の各号のいずれかにあてはまる場合は、当該保証料の返戻にあたり、貴社所定の計算にて下記の表に定めた保証解約料および振込手数料を差し引いたうえで、貴社所定の方法および時期に返戻することについて異議なく承諾します。また、返戻される金額が振込手数料に満たないときは返戻がないことについて異議なく承諾します。

融資実行月からの経過月数	保証解約料の割合
12ヶ月以内	5%
13～24ヶ月	10%
25～36ヶ月	15%
37ヶ月以上	25%

①金融機関に対する借入金の全部繰上返済により当該全部繰上返済がなされた日の属する月の翌月以降についての保証料返戻が発生したとき。

②一部繰上返済による保証金額の減少、保証期間の短縮もしくはその双方に基づき保証料返戻が発生したとき。

- 4 前項の保証解約料の割合については、経済情勢等により将来変動することについて異議なく承諾します。

- 5 私は、貴社が金融機関に代位弁済を行った場合、保証料が返戻されないことを異議なく承諾します。

第16条（事務手数料）

- 1 私は、本件保証の引受に伴って事務手数料が発生する場合には、事務手数料（金融機関経由で別途通知）を、貴社所定の方法により支払います。

- 2 私は、各種条件変更等を行う際に事務手数料が必要となる場合には、事務手数料（金融機関経由で別途通知）を、貴社所定の方法により支払います。

3. 私は貴社に支払った事務手数料が返戻の対象とならないことを異議なく承諾します。

第17条（表明）

- 1 私および連帯保証人は、保証委託契約時において、貴社または金融機関に対して提出した申込書、その他の書類に記載した事項について、別途申告した場合を除き、変更がないことを表明します。

- 2 私および連帯保証人は、本件保証の委託および融資にかかる取引において、貴社に求められた事項を全て申告し、貴社に求められた書類を全て提出したこと、ならびに、当該申告および当該提出書類に記載された事項は、保証委託契約時において全て真実であることを表明します。

第18条（契約の解除）

- 1 私または連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当した場合には、貴社が第1条第1項に定める債務の全

部について保証の責を免れることを貴社と金融機関との合意に基づき、貴社からの通知をもって、本委託契約の全部を解除されても一切異議を申し述べません。なお、本条に基づく解除の効力は、その解除事由が発生した日より将来に向かってのみ生じるものとします。

①暴力団員等もしくは第4条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明し、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、貴社が私との取引を継続することが困難であると判断した場合。

②保証料の全部または一部を入金しない場合。

③その他貴社および金融機関の定める取扱条件等に反していることが判断した場合。

2 前項により本委託契約が解除となった場合は、団体信用生命保険に関する保証（保障）も解除されることを異議なく承諾します。

3 前各項の規定の適用により、私または連帯保証人に損害が生じた場合にも、貴社になんらの請求もしません。また、貴社に損害が生じたときは、私または連帯保証人がその責任を負います。

4 保証料の支払方法につき全保証期間分を一括払いし本委託契約が解除となった場合は、貴社が解除事由を認識した日の属する月の翌月以降についての保証料が返戻され、その際は第14条第3項に準じて保証解約料および振込手数料を差し引いたうえでなされることを異議なく承諾します。また、返戻される金額が振込手数料に満たないときは返戻がないことについて異議なく承諾します。

第19条（管轄裁判所の合意）

本委託契約について紛争が生じたときは、貴社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（本約款の変更）

私および連帯保証人は、次の事項を承諾します。

①本約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合に変更されることがあること。

②本約款の変更は、貴社ホームページその他貴社が別に定める方法により通知されること。

以 上